

学校感染症の種類と出席停止期間

【学校保健安全法施行規則第 18 条、第 19 条（2023. 5. 8 施行）】

	感染症名	出席停止基準	
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス） 中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス） 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで	
	第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後（発症した日の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
		インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
		麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発疹が消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
	その他の感染症	医師から感染の恐れがあるため登校を控えるように指示された場合にのみ届け出てください。	